

リエゾン訪問看護ステーションくまもと 運営規定

(事業の目的)

第1条

株式会社リンクメディカルが開設する、リエゾン訪問看護ステーションくまもとが行う指定訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員および運営管理に関する事項を定め、ステーションの看護職員その他の従事者「以下看護師等」という。）が、病気や怪我等において家庭において継続して療養を受ける状態にあり、主治医が指定訪問看護（以下、「訪問看護」という。）の必要を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

ステーションの看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指して支援する。

2 事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業所、関係区、地域の保健・医療・福祉・機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業の運営)

第3条

ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの看護師等によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 リエゾン訪問看護ステーションくまもと
- (2) 所在地 熊本県玉名市上小田 371 番地 小田っ子ルーム

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第5条

ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 看護師 1名

管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように一元的に管理する。

(2) 看護職員 常勤換算 2.5名以上(内常勤1名以上) 訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。

(3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 必要に応じて雇用し配置する。

(営業に及び営業時間)

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前9時から午後18時までとする。

(3) 電話により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の内容)

第7条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

(1) 病状・障害の観察

(2) 食事および排泄等、日常生活の看護

(3) 褥瘡の予防・処置

(4) リハビリテーション

(5) 健康相談と助言

(6) 認知症へ対する看護

(7) 療養生活や介護方法の指導

(8) その他、医師の指示による医療処置

(9) 服薬管理と指導

(10) 社会資源の活用に関する相談

(実施地域)

第8条 玉名市、玉名郡、荒尾市、熊本市

(利用料)

第9条

基本利用料として介護保険法または健康保健法等に規定する厚生 労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

(1) 介護保健で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、以下の利用料をお支払いいただくものとする。

① 法定代理受領分：介護保健負担割合証に記載の負担割合に応じた額

② 法定代理受領分以外：介護報酬告示上の額

但し、支給限度額を超えた場合は、超えた分の全額を利用者の自己負担とする。

(2) 医療保険の場合は、健康保健法等に基づく額を徴収する。

(提供方法)

第10条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

(1) 訪問看護の利用希望者が主治医へ申し込み、医師が交付した 指示書に基づいて、看護計画書を作成し訪問看護を実施する。

(2) 利用希望者又は家族からステーションに直接申し込みがあった場合は、主治医に指示書の交付を求めるよう指導する。

(3) 利用希望者に主治医がいない場合は、ステーションから居宅介護支援事業者、地区医師会、関係市等、関係機関に主治医の選定を依頼する。

(個人情報の保護)

第11条

ステーションは、利用者とその家族の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護 関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める

(緊急時における対応方法)

第12条 看護師等は、訪問看護を実施中に利用者の病状に急変その他緊急 事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医に連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 訪問看護ステーションは、社会的指名を十分認識し、職員の質的向上を図るため研究、研修の機会を設け、また業務体制を整備する。

第14条 訪問看護ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に 関する諸記録を整備し、その完結の日から 5年間保存する。

(虐待防止についての規定)

第15条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる必要な措置を講じる。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。 苦情対応責任者 古谷宏幸
- (2) 苦情解決体制を整備しています。
- (3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (4) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

附

この規定は、令和1年（2019年）8月1日から施行する。

第4条（2）は令和3年4月1日より変更施行する。

第15条は令和4年6月1日より施行する。

第8条は令和5年10月16日より変更施行する